

第1回 子ども若者シェルターに関する検討会	資料1
令和6年6月14日	

子ども若者シェルターに関する検討会
の開催について

1. 趣旨

令和5年12月22日に閣議決定された「子ども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、虐待等で家庭等に居場所がない子ども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保するため、令和6年度から「子ども若者シェルター・相談支援事業」を創設した。

今後、各都道府県等において子ども若者シェルターの整備を進めるに当たり、その適切な運用が図られるよう、子ども若者シェルターに関し、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中の子ども・若者の権利擁護等について検討し、子ども若者シェルターに関するガイドラインを策定することを目的として、本検討会を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 親権や児童相談所への通告義務等との関係を踏まえた入所時等における適切な対応のあり方、子ども・若者の居住地自治体と現在地（シェルター所在地）自治体の間での連携のあり方
- (2) 入所中の子ども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する留意事項
- (3) 子ども・若者のニーズに応じた必要な支援内容（入所中・退所後）や支援に当たっての留意点
- (4) 関係機関の連携のあり方
- (5) 子ども・若者や関係者等への周知のあり方 等

3. 構成等

- (1) 本検討会は、子ども家庭庁支援局長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 本検討会は、座長が必要があると認めるときは、構成員以外の関係者等の参加を求めることができる。
- (4) 本検討会の庶務は、支援局虐待防止対策課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭庁支援局長と協議の上、定める。

4. その他

本検討会の議事、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報等の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、非公開にする必要があると座長が認めた場合には、議事を非公開とすることができる。

この場合、資料や議事の内容についても、非公開にする必要があると座長が認めた場合は、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開する。

こども若者シェルターに関する検討会
構成員名簿

(五十音順、敬称略)

阿部 志臣	こどもシェルター退所者
安藤 真和	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長
大山 真澄	NPO 法人くらし応援ネットワーク ディレクター
川松 亮	明星大学 人文学部 教授
川村 涼太郎	特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット
黒田 祥子	日本福祉大学福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 2年 特定非営利活動法人全国こども福祉センター
高橋 温	特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ 理事長
田所 英賢	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセン ター 参事
棚村 政行	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
野田 詠氏	NPO 法人チェンジングライフ 理事長
羽生 香織	上智大学法学部 教授
濱畑 善行	福岡市こども総合相談センターこども緊急支援課長
馬淵 泰至	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 理事
薬師寺 順子	大阪府中央子ども家庭センター 所長

(オブザーバー)

法務省民事局

警察庁生活安全局人身安全・少年課